

青 警 本 備 一 第 2 1 0 号
青 警 本 総 第 1 6 6 号
平 成 2 7 年 2 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の制定について
この度、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）の施行に伴い、青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年2月青森県公安委員会規程第1号）が別添のとおり制定された。
制定の趣旨及び内容は次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程は、警察庁長官から法5条第2項に規定する通知及び法第7条第1項に規定する提供を受けた場合において、青森県公安委員会が行う特定秘密（法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し講ずべき措置を定めたものである。

2 主な内容

(1) 特定秘密管理者の指名等（第1章関係）

ア 特定秘密管理者（第2条関係）

特定秘密の保護に関する業務を管理する者については、警務部総務課長を指名した。

イ 保全責任者等（第3条関係）

(ア) 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとした。

(イ) 特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者を指名することができるものとした。

(ウ) 特定秘密管理者は、保全責任者がその職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員を指名することができるものとした。

ウ 保全教育（第4条関係）

青森県公安委員会委員長及び青森県公安委員会委員は、特定秘密を適切に保護するために必要な知識を習得し、意識の高揚を図るよう努めなければならないものとした。

(2) 特定秘密の指定に伴う措置（第2章関係）

ア 特定秘密の表示の方法（第5条関係）

保全責任者は、特定秘密文書等の区分に応じ、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付するなど、表示又は認識できるようにするものとした。

(3) 特定秘密の取扱いの業務（第3章関係）

ア 立入制限（第9条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密を適切に保護するため必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとした。

イ 特定秘密文書等の保管容器等（第11条関係）

特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとした。

ウ 特定秘密文書等管理簿（第14条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための特定秘密文書等管理簿を備えるものとした。

エ 特定秘密文書等の保管（第25条関係）

特定秘密文書等は、保全責任者が保管するとともに、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとした。

オ 特定秘密文書等の取扱いの記録（第26条関係）

保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとした。

カ 廃棄（第27条関係）

特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎等当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとした。

キ 検査（第29条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施するものとした。

3 施行月日

平成27年2月26日